

合併処理浄化槽への 転換に補助金を交付

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

平成31年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、補助金の交付申請をしてくださいます。

※市が予定している補助金額の上限に達した時点で、受付を締め切ります。

◎転換とは

建物の建て替え、増築、リフォームなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

【補助対象】

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合です。

【補助金額】

5人槽の場合は33万2千円、7人槽の場合は41万4千円、10人槽の場合は54万8千円を限度として交付します。

また、単独処理浄化槽の撤去費用に対して撤去費補助（4万5千円を限度）を、くみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助（3万円を限度）を転換の補助金額に加算します。

※詳しくは、まちづくり推進課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

まちづくり推進課（市役所2階） ☎32・3957 / FAX33・2104
Mail:machidukuri@city.ko
matsushima-i-tokushima.jp

浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置のため、適切に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）する必要があります。

保守点検は県の登録業者に

保守点検（点検、調整、修理や消毒剤の補給など）は、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者が行います。

清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった汚泥を採取し、機器を洗浄）は、

市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃などのメンテナンスに加え、県の指定検査機関による次の検査を受検しなければなりません。

●浄化槽法第7条検査

使用開始後3カ月から8カ月の間に1回、主に設置状況を検査します。

●浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水が水質基準を満たしているか検査します。

【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技術センター ☎088・636・1234 / FAX088・636・1122



かがやきクラブ （市老人クラブ）に 加入しませんか？

会員大募集！

地域の高齢者が互いに助け合い、豊かな生活を送るために、市内30クラブ、約1、500人の方が活動しています。声をかけ誘ってくれる仲間が見つかります。そうした仲間がいることは大きな安心になります。健康の保持、増進につながります。仲間と一緒に健康な心身の維持や趣味活動、仲間づくりのため、かがやきクラブに加入しませんか？

【年会費】

千円程度（各クラブにより異なります）

【活動内容】

ウォーキングやスポーツ大会などの健康づくり、カラオケ、民謡、舞踊、童謡などの趣味教室、介護予防や交通安全教室などの文化教養活動、親睦旅行、公園や神社の清掃など。



若手会員（60歳から75歳） 大募集！

知識や経験を活かして、新しく魅力的な活動を共に創っていきませんか？

【お問い合わせ・申込先】

小松島市老人クラブ連合会事務局 ☎33・2255

友愛訪問活動を ご存じですか？

近年、高齢者の「孤立」が大きな社会問題になっています。ひとり暮らしの高齢者の方や障がいのある方などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、かがやきクラブ（市老人クラブ）の会員さんが訪問活動を行っています。安否の確認やお話し相手など孤立感の不安を解消することを目的とし、身近な隣人・友人として、ご近所を訪問しています。

友愛訪問活動に参加してみたい方、また、友愛訪問員の訪問を希望される方は、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ・申込先】

小松島市老人クラブ連合会事務局 ☎33・2255